

介護保険だより

静岡県国民健康保険団体連合会
 〒420-8558
 静岡市葵区春日2丁目4番34号
 TEL 054-253-5580
 FAX 054-253-5589
 [インターネット]
<http://www.shizukokuhoren.or.jp/>
 静岡県国保連合会 | 検索

平成30年8月1日から介護保険の費用負担が変わります

要介護・要支援認定を受けた方は、毎年6～7月頃に、どの負担割合の方も、市区町村から負担割合が記された証(負担割合証)が交付されます。8月1日から負担割合が変更されている場合がありますので、介護サービス提供時には、介護保険被保険者証と併せて負担割合証の確認をお願いします。

なお、介護サービスを利用した場合の利用者負担について、これまでは1割又は一定以上の所得のある方は2割としていましたが、平成30年8月1日から65歳以上の方(第1号被保険者)であって、現役並みの所得のある方には費用の3割をご負担いただくことになります。

また、保険料滞納の給付制限について、現役並みの所得のある方の利用者負担割合変更に伴い、給付額減額措置が果たす未収納対策としての維持がされるよう、現役並みの所得を有する者に対する給付割合が6割(利用者負担4割)に制限されます。被保険者証の給付制限欄をご確認ください。

詳しくは、利用者負担割合の見直しに係るリーフレットが、【厚生労働省のホームページ】に掲載されていますのでご覧ください。

介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
被 保 険 者	番 号
	住 所
	フリガナ
	氏 名
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
割	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

※負担割合証はイメージです。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/

負担割合を誤って請求すると

「保険給付率：市町村認定の給付率と相違」12SA

「保険請求額：記載された値が計算値を超過」ASSA

という内容で返戻となり介護給付費は支払われません。

請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表

事業所(保険者)番号	9970000000	平成〇〇年〇月審査分	平成〇〇年〇月〇〇日						
事業所(保険者)名	〇〇介護事業所		1頁 〇〇県国民健康保険団体連合会						
保険者(事業所)番号 保険者(事業所)名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス提供年月	サービス種類	サービス項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かゝり 知?	請	H27.8	51		21,142	B	保険給付率：市町村認定の給付率と相違	12SA
990000 △△市	0000000001 かゝり 知?	請	H27.8	51		21,142	B	保険請求額：記載された値が計算値を超過	ASSA

対応介護保険負担割合証で負担割合を確認し、正しい給付率・請求額に修正し再請求してください。

請求事務を担当される方は、御一読ください。